令和８年度　国民健康保険税のお知らせ

●国民健康保険税とは？

国民健康保険は、病気やけがにより医療機関で治療を受けるとき、安心して治療を受けられるように加入する人たちでお金を出し合い、助け合うことを目的とした医療保険制度です。都道府県が運営主体となり、市町村とともに制度の運営を行っています。

国民健康保険を運営するために必要なお金（国民健康保険税）は市町村が集め、医療機関を受診した際の給付（窓口負担が３割で済むこと）等に役立てられています。

●所得が低い方への軽減措置

世帯（国民健康保険に加入している人全員と世帯主）の合計所得が以下の表に該当する場合は、国民健康保険税のうち均等割額と平等割額が軽減されます。

世帯は、その年度の４月１日（年度途中で国民健康保険に加入したときは、資格を取得した日）の状況によって判断します。

なお、65 歳以上の公的年金受給者は、年金所得から更に 15 万円を控除した額で判定します。

７割軽減	➡	［基礎控除額（43 万円）＋ 10 万円 ×（給与所得者等の数 － 1）］の額を超えない世帯
５割軽減	➡	［基礎控除額（43 万円）＋ 10 万円 ×（給与所得者等の数 － 1）＋（31 万円 × 国民健康保険の加入者数）］の額を超えない世帯
２割軽減	➡	［基礎控除額（43 万円）＋ 10 万円 ×（給与所得者等の数 － 1）＋（57 万円 × 国民健康保険の加入者数）］の額を超えない世帯

●国民健康保険税の納め方

①普通徴収

➡納付書、口座振替による国民健康保険税の納付方法です。送付される納付書を利用し、金融機関やコンビニでお支払いいただくか、便利な口座振替をご利用ください。

②特別徴収

➡以下のすべての条件を満たす普通世帯主は、原則として年金天引きにより国民健康保険税を納付することになります。

（１）年金が年額 18 万円以上ある。
（２）世帯主が 65 歳以上 75 歳未満で、国民健康保険に加入している。
（３）国民健康保険に加入している人全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯である。
（４）国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金の額の２分の１を超えていない。

➡特別徴収となる方でも、一定の条件を満たせば申し出により口座振替に変更することができます。

◎口座振替を希望する場合の手続き方法

普通徴収の方でも特別徴収の方でも、口座振替による国民健康保険税の納付方法を希望される場合は、預金通帳、金融機関への届出印をご持参の上、国保税担当課または以下の金融機関へお申し込みください。

足利銀行、栃木銀行、福島銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、那須信用組合、ゆうちょ銀行
那須野農業協同組合、みずほ銀行

●国民健康保険税の納期

国民健康保険税の納期は、下表のとおり年間８回あります。
年度の途中に国民健康保険に加入した場合は、加入日から最も近い納期かその次の納期から、国民健康保険税の支払いが始まります。

１期・・・令和８年　７月 31 日（金）	５期・・・令和８年 11 月 30 日（月）
２期・・・令和８年　８月 31 日（月）	６期・・・令和８年 12 月 25 日（金）
３期・・・令和８年　９月 30 日（水）	７期・・・令和９年　２月　１日（月）
４期・・・令和８年 11 月　２日（月）	８期・・・令和９年　３月　１日（月）

※特別徴収（年金からの天引き）の場合は、年金支給月に天引きとなります（年６回）

●問合せ先

国民健康保険税に関すること	加入・脱退・保険証に関すること
課税課 国民健康保険税係 TEL　0287-62-7120	国保年金課 国保年金係 TEL　0287-62-7129
課税課 西那須野庁舎担当 TEL　0287-37-5101	国保年金課 西那須野庁舎担当 TEL　0287-37-5103
総務部 塩原支所 TEL　0287-32-2911	市民課 塩原庁舎担当 TEL　0287-32-2912
市民課 箒根出張所 TEL　0287-35-2511	市民課 箒根出張所 TEL　0287-35-2511

国民健康保険 税額の算出方法

		所得割額 所得割基礎額※1 × 税率	均等割額 （1 人あたり年間定額） 世帯内の加入者（　　人） 40～64 歳の加入者（　　人） 18 歳以上の加入者（　　人）	18 歳以上均等割額 （1 人あたり年間定額） 18 歳以上の加入者（　　人）	平等割額 （1 世帯あたり年間定額）	合計額
医療分 （医療給付費分）		税率 6.4% ×（　　円） ＝ ①　　円	21,000 円×（　　人） ＝ ②　　円	－	③ 19,000 円	①＋②＋③ A　　円 ※賦課限度額 66 万円
後期分 （後期高齢者医療支援金分）		税率 2.0% ×（　　円） ＝ ④　　円	5,900 円×（　　人） ＝ ⑤　　円	－	⑥ 6,100 円	④＋⑤＋⑥ B　　円 ※賦課限度額 26 万円
介護分 （介護納付金分・40～64 歳）		税率 2.0% ×（　　円） ＝ ⑦　　円	8,000 円×（　　人） ＝ ⑧　　円	－	⑨ 4,900 円	⑦＋⑧＋⑨ C　　円 ※賦課限度額 17 万円
子ども分 （子ども・子育て支援納付金分）	18 歳未満	税率 0.2% ×（　　円） ＝ ⑩　　円	全額軽減	－	⑬ 700 円	⑩＋⑪＋⑫＋⑬ D　　円 ※賦課限度額 3 万円
	18 歳以上		1,100 円×（　　人） ＝ ⑪　　円	100 円×（　　人） ＝ ⑫　　円		

A＋B＋C＋D
（1 年間の税額）
　　円
※賦課限度額 112 万円

※1 所得割基礎額とは？
国民健康保険税のうち、所得割額を求めるための基礎となる所得の額のことです。
加入者それぞれの前年中の所得の合計から43万円(基礎控除額)を差し引いた額です。
所得割基礎額がマイナスの時は、0円として計算します。

◎国民健康保険税は、上のように医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分・子ども・子育て支援納付金分のそれぞれに対して所得割額・均等割額・18 歳以上均等割額・平等割額を算出し、その合計額がその年度の税額になります。

◎上の計算式で求めた金額は、その年度 1 年間の税額です。年度の途中で加入・脱退した場合は、加入月数に応じた税額になります。

◎国民健康保険税の納税義務者は、その世帯の世帯主です。世帯主が国民健康保険の被保険者ではない場合でも、その世帯内に被保険者がいる場合は世帯主が納税義務者になります。このような世帯主を擬制世帯主といいます。